

郵送による転出届出書(市内転居には使用できません。)

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方



- ・転出・転入届の特例を受けることができます。
- ・特例の場合、紙の「転出証明書」の発行はなく、転入届の際には、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの提示が必要です。
- ・特例による転入届は受付時間が異なる場合があります。新住所地にお問い合わせください。



転出届の特例を 希望します 希望しません

・以下に記載された「異動日(引越しの日)」から14日以内に転入届をしない場合、マイナンバーカード・住民基本台帳カードは失効しますのでご注意ください。

以下は、全ての方がご記入ください。

令和 年 月 日

異動日 (引越しの日)	令和 年 月 日 ※この日から14日以内に新住所地で転入届をしない場合、 マイナンバーカード・住民基本台帳カードは失効しますのでご注意ください。	
新住所	(マンション・アパート名、部屋番号など)	
新住所の世帯主	(フリガナ)	
旧住所 (流山市の住所)	千葉県流山市 (マンション・アパート名、部屋番号など)	
旧住所の世帯主	(フリガナ)	
異動者 (引越す方)	氏名	生年月日
	(フリガナ)	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日
請求者住所	〒 ー (マンション・アパート名、部屋番号など)	
請求者氏名(署名) ※署名でない場合 押印が必要です。	異動者 との関係	本人・(流山市で)同一世帯員・その他 ※「その他」の場合は委任状等が必要です。
昼間連絡の取れる電話番号	() ー	

手続きに必要なもの

- ①郵送による転出届出書(本用紙)
- ②本人確認書類の写し(運転免許証、個人番号カード、在留カード等)
- ③返信用封筒(切手を貼り、返信先の住所を記入したもの。「転出・転入届の特例」を希望した方は不要です)